嘉麻市地域整備基本計画

平成３０年３月

福岡県　嘉麻市

はじめに

平成１８年に１市３町が合併し、嘉麻市として１０年が経過しました。この間、本市は４つの庁舎を活用した分庁方式を採用し、市政を行ってまいりました。

平成２６年４月から市長として陣頭指揮を執ることとなりましたが、深刻な財源不足問題が顕在化する中、本市が将来にわたり住民サービスを維持できる基礎的自治体として存続できる体制づくりのため簡素で合理的な組織構築を図るとともに、老朽庁舎問題を総合的に解決するため、庁舎建設を迅速に推進することが私の責務と考えます。

新庁舎の建設基本計画及び支所庁舎のあり方等については、各地域でのワークショップや審議会、協議会を設置するなど市民のみなさまとの協働により合意形成を図り、ご理解をいただきながら、一つひとつ丁寧に対応してまいりました。

庁舎資産の利活用の方向性につきましては、従来の庁舎があった地域が有機的に連携し、嘉麻市の主要な４つの地域として活性化され発展することが重要であり、このことについては、第２次嘉麻市総合計画において、今後のまちづくりの重要な拠点として、市の全体ビジョンに位置づけるものとします。

新庁舎の建設、これに伴う機構改革、市内の拠点整備、交通体系の形成など、これからの本市の１０年は大きな節目を迎えます。

嘉麻市に住んでみたい、帰ってきたいと思える、また思わせる魅力のある、自立的で持続的な希望あるまちづくりを目指してまいります。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言を賜りました市民のみなさまをはじめ、熱心にご審議を賜りました嘉麻市地域整備協議会委員のみなさまやワークショップにご参加いただいたみなさま、市議会議員など関係各位に対しまして深く感謝申し上げるとともに、今後、本計画実現に向けより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成３０年３月

嘉麻市長　赤間　幸弘

目　　次

はじめに

1. 計画策定の背景と目的 - 1 -
1-1. 計画策定の背景と目的 - 1 -
1-2. 計画の位置づけ - 2 -
1-3. 計画の対象範囲 - 3 -
1-4. 目標年度及び計画期間の考え方 - 4 -

2. 現状と関連計画等との整合性 - 5 -
2-1. 嘉麻市の現状 - 5 -
2-2. 将来人口の推計 - 10 -
2-3. 上位計画、関連計画の整理 - 12 -

3. 計画策定のための調査 - 18 -
3-1. 居住意向に関するアンケート結果 - 18 -
3-2. 事業者ヒアリング結果 - 22 -
3-3. ワークショップの結果 - 25 -

4. 地域拠点の現状と課題 - 30 -
4-1. 地域拠点の現状 - 30 -
4-2. 敷地条件の整理 - 53 -
4-3. 地域拠点の課題整理 - 62 -

5. 嘉麻市各地域整備協議会の答申内容 - 66 -
5-1. 嘉麻市地域整備協議会の概要 - 66 -
5-2. 嘉麻市地域整備協議会の答申内容 - 68 -

6. 各地域拠点の整備基本計画 - 71 -
6-1. 山田地域 - 71 -
6-2. 稲築地域 - 81 -
6-3. 碓井地域 - 87 -
6-4. 嘉穂地域 - 95 -

7. 整備に向けて - 103 -
7-1. 整備スケジュール - 103 -
7-2. 整備の進め方について - 104 -

参考資料

参考① 将来の居住意向に関するアンケート調査

参考② 移住・住み替えの意向に関するＷＥＢアンケート調査

参考③ 嘉麻市地域整備協議会及び連絡調整会議の概要

1. 計画策定の背景と目的

1-1. 計画策定の背景と目的

現在の分庁方式から新庁舎へ移行するにあたり、従来の庁舎があった地域が有機的に連携し、嘉麻市の主要な４つの地域として活性化され発展することが重要であります。市ではこのことを重要な課題と位置づけ、「嘉麻市庁舎課題に関する基本計画(骨子案)」の中において、既存庁舎や周辺の利活用についても計画したところでありますが、2016(平成 28)年 2 月 17 日の「嘉麻市新庁舎施設整備等審議会」の答申の中で、「支所の設置場所、内容及び防災機能、災害時における支所の対応並びに地域の活性化の方向性等については、各種協議会等と連携し、地域の住民と協議・検討等を行うこと。」と示されたことにより、平成 28 年度には、地域整備に関する市民意見を広く求め、集約するために、計９回のワークショップを開催し、地域住民の生の声や、中学生から大学生まで、就学されている方々の貴重な意見などもいただくことができました。また、各種課題を解決するための専門的な調査研究組織として各庁舎の専門部会を設置しました。

平成 29 年度には、嘉麻市地域整備基本計画(案)を基に具体的な協議、検討を行う組織として 2017(平成 29)年 6 月 30 日に山田・稲築・碓井・嘉穂地域に協議会を設置し、支所のあり方、庁舎資産の活用方法等について、住民の方々と協議、検討を行い各地域整備協議会から答申書をいただきました。

この嘉麻市地域整備基本計画は、ワークショップの意見や答申書を最大限尊重し、今後の各地域の活性化や発展に向けた整備方針、支所のあり方、庁舎跡地の活用方法等の計画を策定するものです。

1－2. 計画の位置づけ

本計画は、「第１次嘉麻市総合計画」「第２次嘉麻市総合計画」「まち・ひと・しごと創生嘉麻市人口ビジョン・総合戦略」「新市建設計画」を上位計画とし、支所の整備、庁舎跡地の活用に関する計画として位置づけられています。関連計画としては、「嘉麻市新庁舎建設基本計画」があり、新庁舎整備での支所の位置づけ等について整合性を図り、策定するものです。

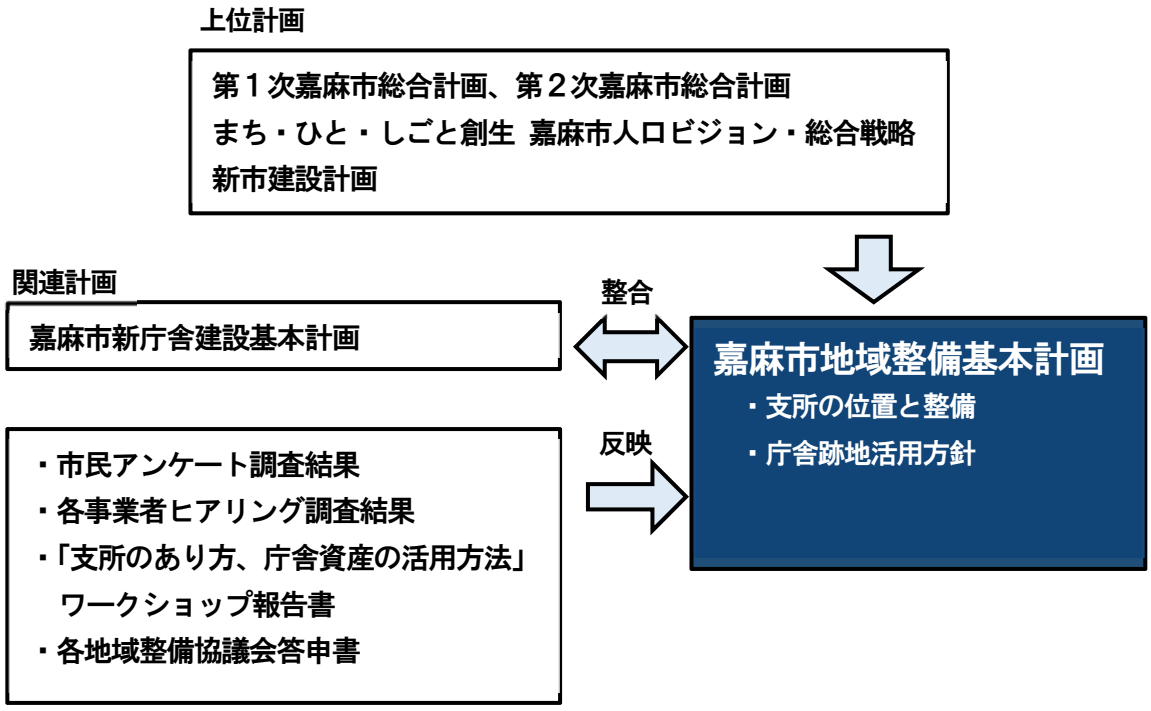


図 1-1. 嘉麻市地域整備基本計画の位置づけ

1-3. 計画の対象範囲

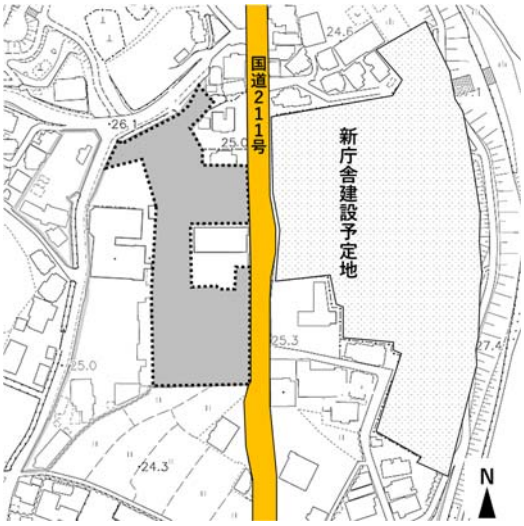
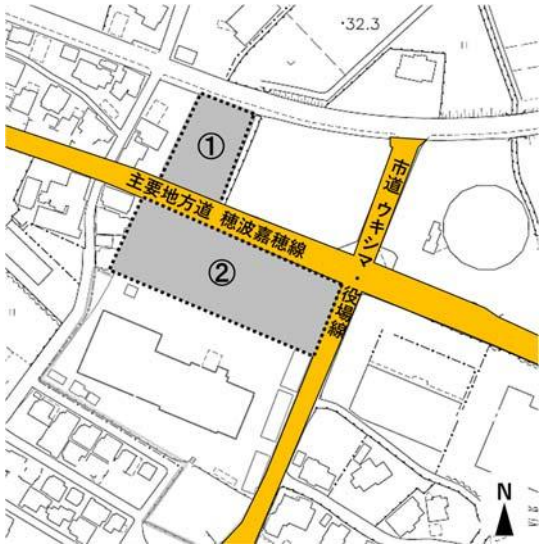
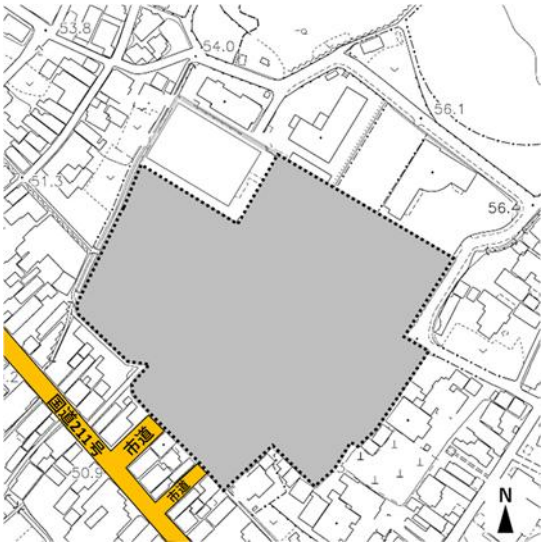
従来の庁舎があった地域が有機的に連携し、嘉麻市の主要な４つの地域として活性化され発展することが重要であるため、各地域の既存庁舎敷地及びその周辺敷地を対象としています。



図 1-2. 対象地の位置図

以下に対象敷地を示します。

表 1-1. 対象となる敷地

山田庁舎跡地	稲築庁舎跡地
	
碓井庁舎跡地	**嘉穂庁舎跡地**
	

1-4. 目標年度及び計画期間の考え方

本計画は、新庁舎建設に伴う支所の整備、既存庁舎の除却、民間活力の導入による庁舎跡地の利活用を行う 2020(平成 32)年度までを計画期間としています。民間活力の導入が図れない場合の整備期間は、2020(平成 32)年度以降とします。

2-3. 上位計画、関連計画の整理

地域整備に関連する計画を以下に整理します。

（1）第２次嘉麻市総合計画

第２次嘉麻市総合計画では、以下の将来像に基づき、まちづくりを進めています。

＜将来像＞

将 来 像

いきたい　住みたい　つながりたい　遠賀川源流のまち　嘉麻

～　みんなで創る　“誇れるふるさと”　“未来のふるさと”　～

第２次嘉麻市総合計画に示されている、土地利用方針について以下に抜粋します。

＜土地利用の方針＞

新庁舎の建設及び交通体系の再編に合わせて、市の構造が明確になるよう各拠点を結ぶ骨格軸を中心に計画的に「整備」「改善」「保全」するゾーンを設定し、訪れる人にもわかりやすいまちづくりを進めます。

表 2-2. 第 2 次嘉麻市総合計画の土地利用の方針（抜粋）

拠点	
行政機能拠点 （新庁舎周辺、稲築地区）	本拠点は管轄官公署との連携による行政機能の拠点として地区の振興を図ります。
教育文化・商業振興拠点 （碓井庁舎周辺、碓井地区）	本拠点は教育文化と商業の先導的な振興を図ります。
観光・定住促進拠点 （嘉穂庁舎周辺、嘉穂地区）	本拠点は歴史文化や緑豊かな大自然を活かした観光を振興していくとともに、住みよい環境を活かして定住化の促進を図ります。
子育て・定住促進拠点 （山田庁舎周辺、山田地区）	本拠点は子育てしやすい環境を活かした子育て環境の整備や定住化の促進を図ります。
骨格軸・ネットワーク	
広域交流軸	広域交流軸は、嘉麻市と周辺地域を結ぶ役割を担います。また、広域交流を促すために沿道の都市的土地利用の整備や施設集積を積極的に図っていきます。
地域連携ネットワーク	稲築・碓井・嘉穂・山田の4つの拠点を公共交通ネットワーク網で結びます。拠点ごとの役割や機能を生かし、相互補完することで市民の生活利便性の向上を図る役割を担います。

ゾーン	
田園・居住ゾーン	既成市街地及び田園集落地の居住環境の整備・改善を進めます。また、農業・畜産業を維持・発展させるゾーンとして、土地利用を制限し田園環境の保全を図るとともに、圃場整備や農業施設の整備及び適切な維持管理により、農畜産物の生産基盤を整えるほか、体験農園や観光農園を通した新しい交流の場としての活用を図ります。
山林ゾーン	水源涵養林や保安林として、土地利用を制限し森林環境の保全を図るとともに、林道など林業・林産物等生産基盤を整え、林業・林産業の振興を図るほか、森林を活用した新しい観光・交流・レクリエーションゾーンとしての活用を図ります。 また、山間集落の存続を図るため、居住環境の整備・改善を進めます。
自然公園ゾーン	県立自然公園として森林の自然環境の保全を行うとともに、森林を活用した観光・レクリエーションゾーンとしての活用を図ります。

＜土地利用構想図＞

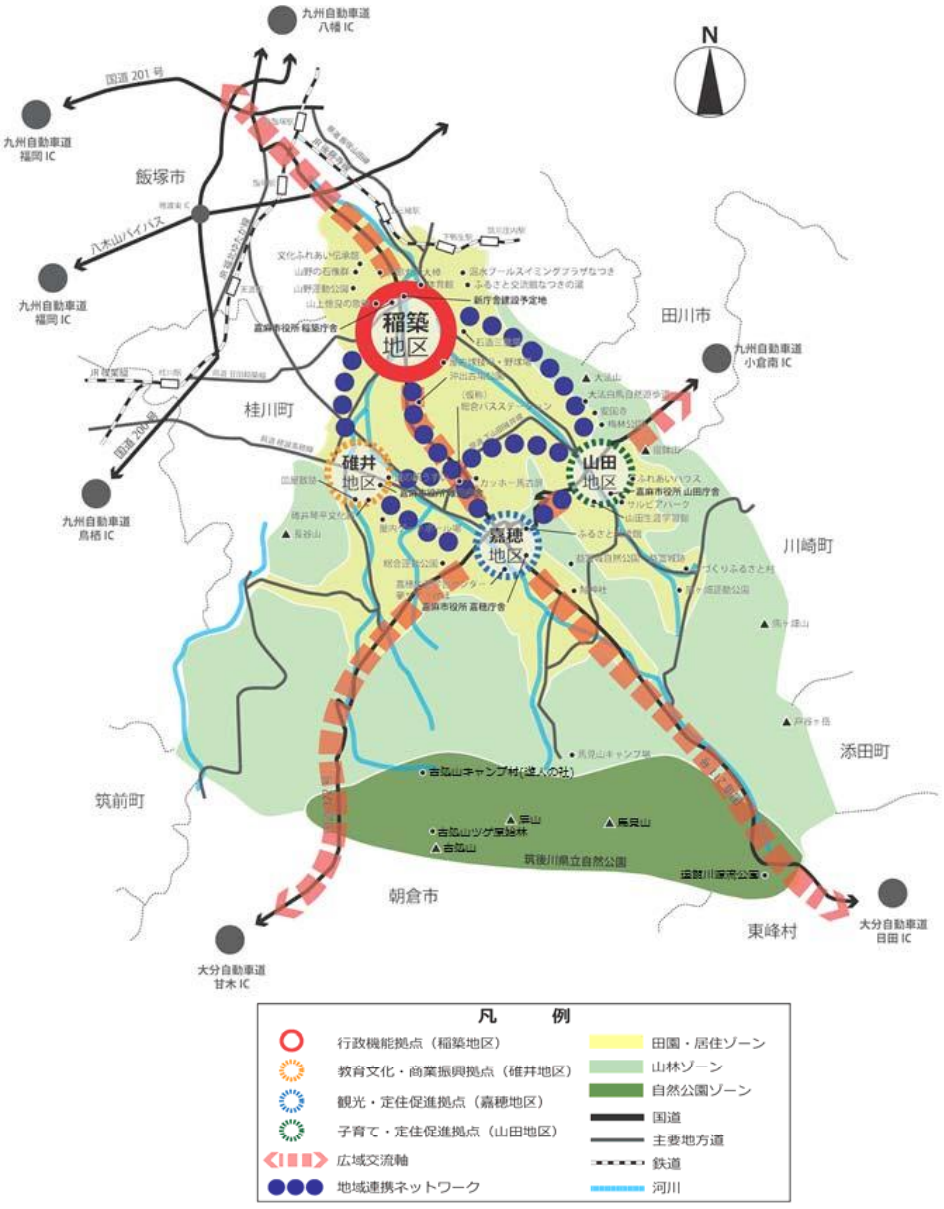


図 2-6. 第２次嘉麻市総合計画の土地利用構想図

3-3. ワークショップの結果

「嘉麻市地域整備基本計画」を策定するにあたり、従来の庁舎があった４つの地域が活性化し発展していくために市民のみなさまから自由なご意見やアイデアを頂き、今後の計画策定の参考にさせていただくことを目的にワークショップを開催し、支所の設置場所や機能、あり方について、また、地域をもっと活性化させるために庁舎資産をどのように活用するかについて提案を頂きました。

参加者から頂いた「支所のあり方、庁舎資産の活用方法」の提案 552 票を対象に分類を行い、「支所のあり方、庁舎資産の活用方法」に対する提案の傾向やニーズを整理しました。

なお、このワークショップでは、市内外から多数の方にご参加を頂き、会場エリアに限定しない多種多様な提案が数多く出されました。そのため、次頁以降に示す整理結果はあくまで各会場で実施されたワークショップでの傾向を整理したものです。

ワークショップの開催概要及び各会場の整理結果を示します。

表 3-3. 開催状況一覧

開催日時	開催場所	参加者数
平成 28 年 10 月 20 日(木) 15 時～	碓井文化ホール （職員対象）	22 人
平成 28 年 10 月 25 日(火) 19 時～	うすい人権啓発センターあかつき	16 人
平成 28 年 11 月 1 日(火) 19 時～	稲築地区公民館	17 人
平成 28 年 11 月 8 日(火) 19 時～	山田市民センター	23 人
平成 28 年 11 月 18 日(金) 19 時～	夢サイトかほ	35 人
平成 28 年 11 月 20 日(日) 10 時～	山田市民センター	20 人
平成 28 年 12 月 4 日(日) 10 時～	夢サイトかほ	23 人
平成 28 年 12 月 11 日(日) 10 時～	うすい人権啓発センターあかつき	13 人
平成 28 年 12 月 18 日(日) 10 時～	稲築地区公民館	24 人
参加者合計		193 人

（2）稲築会場

♥ 稲築会場開催分 「支所の機能、あり方」、「その他」提案分類結果表 ♥

≪支所の機能、あり方≫ 17票

合計24票

支所の機能

・支所は窓口業務　会議のできる部屋
・支所にはAED、多目的トイレがある（24時間利用可）

市民の憩いの場、活動拠点としての支所

・支所を住民交流の場に

防災拠点としての支所

・支所は4つの避難所にする
・緊急時のために生活空間があったら　どの支所にも
・全ての支所で防災の格差はなくしたらいい
・防災の拠点となる庁舎
・防災の本部、支部、設備等の完備

支所の位置

・一極集中（支所はほんとの一部最低限必要なもの）
・支所は夢サイト（かほ）山田は生涯学習館に（山田）

複合的な支所（支所と他施設の併用）

・交通の拠点となる庁舎や支所
・夜遅くまで利用できる学生が飲食できる（本庁舎や支所）

支所の基本的な在り方

・ハード面に加えてソフト面の充実
・人が集まりやすい庁舎や支所
・本庁と支所とのつながり方
・支所は土曜日は休みでも日・祝は空ける（本庁舎もトイレ休憩ができる）
・庁舎を利用する方が年に何度も行くことがない

≪その他≫ 7票

その他

・行政の手続きを様々な場所で 新たに支所をつくる必要があるか
・支所の住民への活用を考える
・庁舎資産のスクラップアンドビルド　※公共施設の全て
・本庁舎に食堂など
・庁舎をシティマラソン、高校のマラソンの時に泊まれるようにする
・稲築本庁舎広場で野菜の産直ができる
・本庁舎への通勤は市バスを利用（飲食店ができる）

♥ 稲築会場開催分 「庁舎資産の活用方法」提案分類結果表 ♥

合計73票

公園・広場・キャンプ場 12票

・子どもが遊べる場所に利用　広いスペース
・庁舎資産の広い面積はとりあえずそのままにしておく
・広い公園（管理されている）
・本庁舎裏の親水公園に遊び場（吊り橋など）
・イベントができる広場の確保⇒祭り
・プレイパーク（公園等の広場）
・ゲートボール場（かほ）
・安全な公園
・子ども、高齢者誰もが利用できる（交流）遊び場
・多目広場（緑のある公園）
・公園（道の駅との連携　大任の道の駅みたいな。（イルミネーション）多目的な道の駅（うすい）
・嘉穂か碓井　車を長期停車できる広場

公民館・集会所・コミュニティ 11票

・お年寄り子どもたちが一緒に集える場所
・公民館を隣につくって欲しい（稲築）
・子どもと地域住民がふれあえる場所
・図書館、公民館等の地元の人たちのコミュニティの場（稲築）
・子どもたちが学校終わりに利用する場所（児童館みたいな）
・稲築庁舎の跡は公民館と住民ホール
・集まって話せる場所（公民館）etc
・講座を開く場所（子ども大人問わず）
・人が集まりコミュニティを深める施設の設置
・コミュニティセンター
・支所と公民館は同じ建物が隣りあわせが良いのでは？

住宅・分譲・売却 11票

・土地は無料で家を建てて→将来のキャッシュバックを考えて　年齢制限あり
・宅地分譲
・定住促進となる宅地分譲やマンションの誘致
・住宅地として活用
・若年層向けの賃貸住宅（碓井）
・住宅地としての対応
・稲築庁舎跡はマンション（民間）＋ファーストフード店
・山田、碓井、嘉穂の土地は基本売却
・定住促進の機会拡大のため宅地造成、マンション建設
・分譲地＋公園（稲築）（山田）
・家、バスセンターのようなものを…どこでもオッケー

観光PR 6票

・道の駅と連動して観光の拠点
・観光拠点の施設にしたい（駐車場含めて）（嘉穂地区）
・町並みを活かした観光施設（かほ）
・観光案内所（かほ）
・観光遊歩道の中継場所的役割
・市内外の人の集まる場の整備（観光施設）

教育機関・施設 6票

・大学の誘致
・近代的な図書館が欲しい　学習スペースを広くとって欲しい
・小学生が夏休み等の学習の場にもなり一人親世帯等の子どもの学力向上の場になる
・図書館を広くしてほしい（稲築支所）
・図書館を早急に（新庁舎と一緒に）建ててほしい
・図書館

商業施設 4票

・スーパー（ショッピングモール）
・劇場かイオン等人の集まる活動できる場所があるといいな。（稲築）
・大型商業施設の誘致
・大型スーパー（山田）（嘉穂）

歴史・文化 3票

・町並み保存と庁舎跡地は歴史を伝える場（かほ）
・歴史文化を学べる発表するところ
・歴史を残した施設、公園（川遊びそうめん）、駐車場（かほ）

複合的・多機能な施設 3票

・公園、カフェ。図書（かほ）
・病院、福祉施設、学校、商店等を一カ所に集積する
・生活用品コーナー、病院、学校、保育園、イキイキサロン（一緒に）

飲食店 3票

・放課後の食堂
・その地区の中心であるので喫茶店的なものがあると良い
・飲食店

運動場・スポーツ施設 3票

・介護（軽度）とスポーツ施設を合わせた施設の運営
・スポーツ施設（嘉穂体育館のような）
・市庁舎ができると体育館が壊されるのでそれに代わる運動のできる場所

交通 3票

・バスセンター化、集会所併設
・交通の乗継場
・地域内外移動に係る交通拠点の整備

医療・福祉 3票

・高齢者、障害者などのバックアップの拠点（社協との連携を含めた）
・生活拠点となる総合福祉施設の誘致
・総合病院

道の駅・直売所 2票

・大型の直売所を設置（山田）
・道の駅の拡充（碓井）

子育て支援 1票

・子育て支援センター（鴨生にもあるけど…また別のもの）（お年寄りも来れる乳幼児と学童→昔遊び体験→味噌造り、米作り体験など）

娯楽施設 1票

・室内で楽しむことができる場所をつくる

企業誘致 1票

・企業誘致（山田）

（2）稲築地域

表 4-4. 稲築庁舎敷地諸元

	諸元
所在地	福岡県嘉麻市岩崎 1143-3
都市計画上の制限	都市計画区域(筑豊広域都市計画区域) 容積率　200%　/　建ぺい率　70% 道路斜線　1：1.5　/　隣地斜線　1：2.5
敷地面積	17,184.77 ㎡ 約 8,000 ㎡(利活用対象面積 青色の囲み範囲)　図 4-10 参照
特記事項	稲築地区公民館は別途協議中 民間施設が敷地中央に立地 IS 値　0.56
庁舎概要	建築年　昭和 26 年(本館)　築 66 年(平成 29 年末時点) 構造　鉄筋コンクリート造　地上 2 階(本館) 庁舎延床面積　1,570 ㎡
周辺施設状況	新庁舎まで徒歩 1 分　稲築図書館まで徒歩 1 分 稲築公園まで徒歩数分　稲築中学校まで徒歩 7 分 社会保険稲築病院まで徒歩 9 分　稲築志耕館高校まで徒歩 10 分 稲築西小学校まで徒歩 14 分



図 4-6. 稲築庁舎周辺の地籍図

表 4-5. 稲築庁舎周辺敷地地番

番号	項目	地番	地目	面積(㎡)	備考
①	稲築庁舎 稲築母子健康センター・稲築住民センター 稲築保健センター等	1143-3	宅地	4815.08	
②	稲築庁舎等	1243-4	宅地	273.50	
③	稲築庁舎等	1248-2	宅地	194.00	
④	稲築庁舎駐車場兼公民館駐車場	1248-1	宅地	532.09	
⑤	旧稲築商工会利用敷地、土木課詰所	1248-3	宅地	1267.75	
⑥	稲築庁舎駐車場、公民館兼公民館駐車場	1141	宅地	4832.90	
⑦	福岡銀行 ATM	1144-9	宅地	15.87	
⑧	福岡銀行 ATM	1144-1	宅地	98.16	
⑨	稲築保健センター駐車場	1153-6	宅地	437.51	
⑩	稲築保健センター駐車場	1153-5	宅地	38.54	
⑪	稲築保健センター駐車場	1152-1	宅地	226.43	
⑫	稲築保健センター駐車場	1152-4	宅地	326.56	
⑬	稲築庁舎別館 4(旧稲築町労働会館)	1147	宅地	624.38	
⑭	稲築庁舎別館 4(旧稲築町労働会館)	1148-1	雑種地	1466.00	駐車場
⑮	稲築庁舎別館 4(旧稲築町労働会館)	1148-2	雑種地	40.00	駐車場
⑯	大工作業所・倉庫等	1139-10	田	980.00	
⑰	大工作業所・倉庫等	1139-1	田	340.00	
⑱	大工作業所・倉庫等	1139-9	田	676.00	
計				17184.77	



図 4-7. 稲築庁舎本館



図 4-8. 1 階　壁雨漏り剥離



図 4-9. 3 階　屋上出口階段

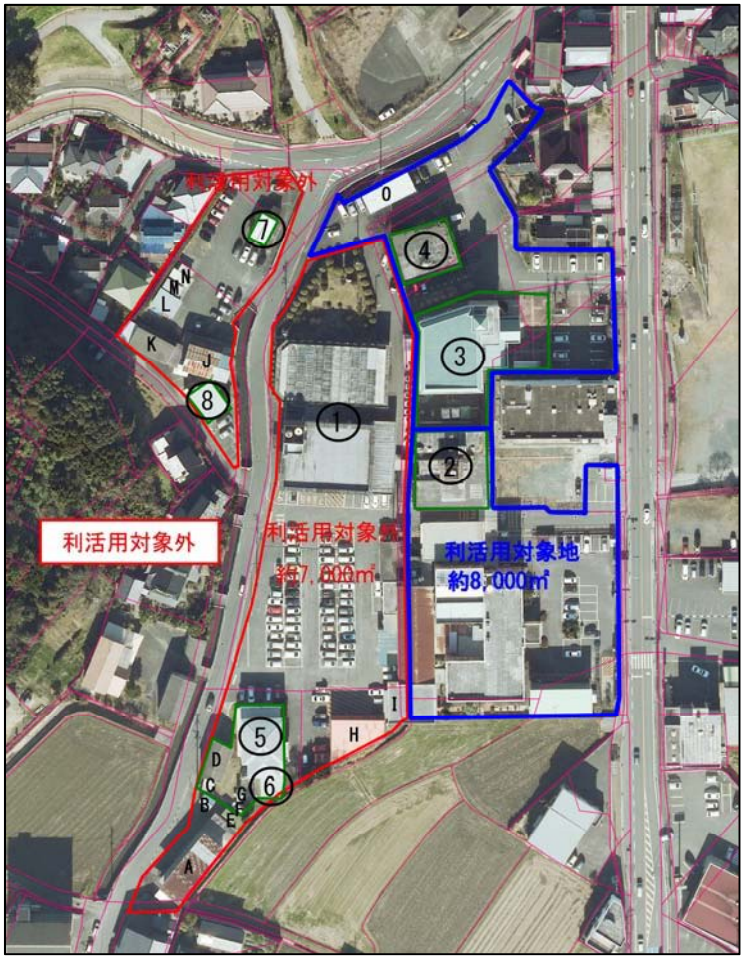


図 4-10. 稲築庁舎敷地内建築物一覧

昭和 26 年建築の稲築庁舎は、4 庁舎の中で最も古い庁舎です。至る所で経年劣化や雨漏りによる外壁の剥離、天井等の破損が見受けられます。耐用年数は、合併特例債の最終年度となる平成 32 年度において既に 19 年を経過し、耐震診断の結果についても Is 値 0.56 と全庁舎の中で最も低く、一般的な建物としても庁舎としても必要な耐震基準を下回っている状態です。

立地としては、新庁舎西側に位置しており、市所有の建物や貸付を行っている建物等が混在しており、一体的な利活用を行うのは難しい状態です。

図 4-10 稲築庁舎敷地内建物一覧に示す利活用対象地内での利活用を行います。

表 4-6. 稲築庁舎敷地内建物

施設名	建築年	構造	面積(㎡)	備考
①稲築地区公民館・ 嘉麻市立稲築図書館	昭和 45 年	鉄筋コンクリート造 陸屋根　2 階建	1,488	社会教育団体　公民館活動 図書館利用者　確定申告会場 嘉麻市研修会　講演会 等
②稲築母子健康センター・ 稲築住民センター	昭和 52 年 12 月	鉄筋コンクリート造 3 階建	1,134.6	嘉麻市社会福祉協議会事務所 保健指導室　生活実習室 ふるさと資料室　電算室
③稲築保健センター	平成 7 年 9 月	鉄筋コンクリート造 3 階建	1,299.7	検診室　健康増進室 会議室等　事務所・和室
④稲築庁舎別館４ （旧稲築町労働会館）	昭和 53 年 3 月	鉄筋コンクリート造 2 階建	349.5	全国一般嘉飯山支部 嘉麻市社会福祉協議会 嘉麻市青少年育成住民会議
⑤旧稲築町商工会	昭和 47 年	鉄筋コンクリート造 2 階建	331.96	嘉麻市商工会
⑥稲築ライオンズクラブ	平成 2 年	鉄骨平屋建	31.1	稲築ライオンズクラブ
⑦嘉麻市身体障害者 福祉協会稲築支部	平成 6 年	プレハブ平屋建	37	嘉麻市身体障害者福祉協会 稲築支部
⑧旧部落解放同盟稲築町 協議会	平成 7 年	プレハブ　平屋建	—	旧部落解放同盟稲築町協議会

表 4-7.　稲築庁舎敷地内建物概要

<table>
<tr>
<td>
①稲築地区公民館・
嘉麻市立稲築図書館</td>
<td>
④稲築庁舎別館４
（旧稲築町労働会館）</td>
<td>
⑦嘉麻市身体障害者福祉協会
稲築支部</td>
</tr>
<tr>
<td>
②稲築母子健康センター・
稲築住民センター</td>
<td>
⑤旧稲築町商工会</td>
<td>
⑧旧部落解放同盟稲築町協議会</td>
</tr>
<tr>
<td>
③稲築保健センター</td>
<td>
⑥稲築ライオンズクラブ</td>
<td>除却対象施設「赤字」
除却対象外施設「青字」
協議が必要な施設「緑字」
工事に影響する施設「茶字」
利活用を検討する施設「黒字」</td>
</tr>
</table>

表 4-8. 稲築庁舎敷地内物件の整理

 A 土木課作業員詰所	 F 商工会倉庫	 K 作業車車庫
 B 環境課倉庫	 G 商工会倉庫（危険物等）	 L 車庫
 C ライオンズクラブ倉庫	 H 商工会倉庫	 M 車庫（水防倉庫横）
 D 商工会倉庫	 I 車庫（別館１横）	 N 車庫
 E 環境課倉庫	 J 大工作業所	 O 車庫（旧稲築労働会館横）

除却対象施設「赤字」　除却対象外施設「青字」　協議が必要な施設「緑字」
工事に影響する施設「茶字」　利活用を検討する施設「黒字」

表 4-9. 対象敷地内に設置されている記念碑等の整理

 a. 嘉麻市役所門柱１対	 g. 稲築町民憲章の碑	 m. 踏切
 b. タクシー乗り場	 h. 名誉町民の碑（西田町長）	 n. 福岡銀行ＡＴＭ
 c. 稲築町帰国者集団の碑	 i. 観光ガイドマップ	 o. 公衆電話
 d. 火の見櫓と看板類	 j. 植木	 p. 郵便ポスト
 e. 消防団の内閣総理大臣表彰記念碑	 k. 暗渠	除却対象施設「赤字」 除却対象外施設「青字」 協議が必要な施設「緑字」 工事に影響する施設「茶字」 利活用を検討する施設「黒字」
 f. 巨大なソテツ	 l. 炭鉱期に使用されていた機材	

（２）稲築地域

１）周辺施設の状況

稲築庁舎正面（東側）は新庁舎建設予定地として開発が行われています。庁舎正面には南北に国道211号が通っており飯塚市まで16分でアクセス可能です。庁舎東側には一級河川の遠賀川が北に向かって流れており東側には水田が広がっています。庁舎西側には稲築志耕館高校があり、教育のみならず地域の活性化に大きく貢献しています。稲築志耕館高校北側には社会保険稲築病院があり嘉麻市、飯塚市、桂川町等地域の中核病院としての役割を果たしています。庁舎北側には嘉麻市内の桜の名所として知られる稲築公園があり各種イベントの開催の他、住民の憩いの場となっています。さくらまつりの際には多くの人でにぎわっています。

稲築庁舎及び隣接する周辺市有地の敷地内には稲築地区公民館、稲築図書館、稲築母子健康センター、稲築住民センター、稲築庁舎別館４(旧稲築町労働会館)、旧稲築町商工会、稲築ライオンズクラブ、嘉麻市身体障害者福祉協会稲築支部、旧部落解放同盟稲築町協議会、稲築保健センター、その他車庫、倉庫等が存在しています。

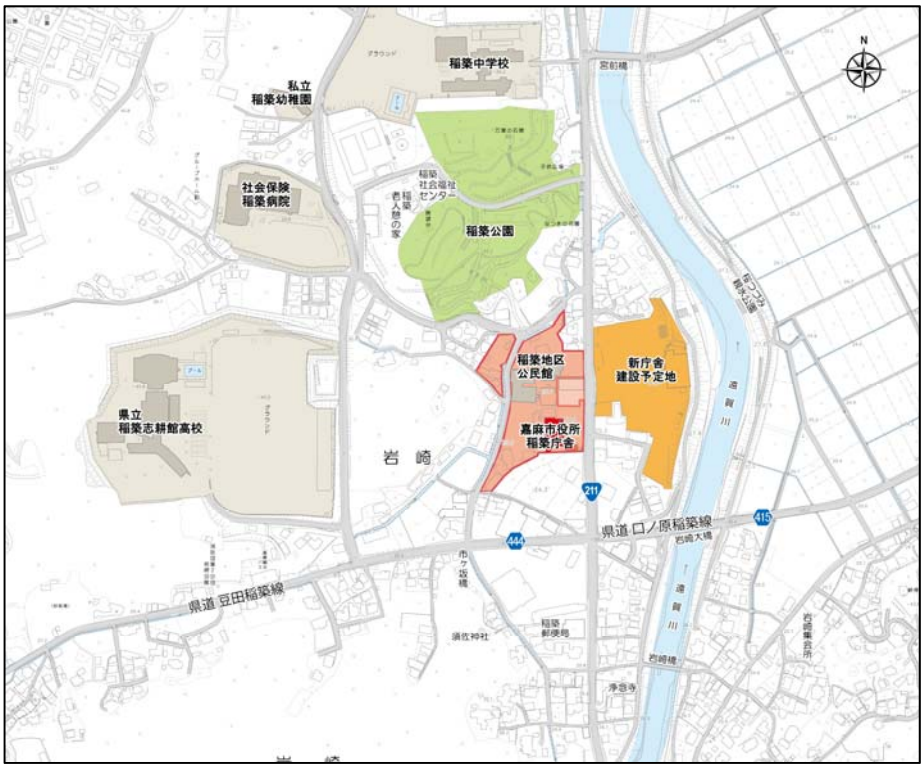


図4-12. 稲築庁舎周辺の施設

2）バス路線状況

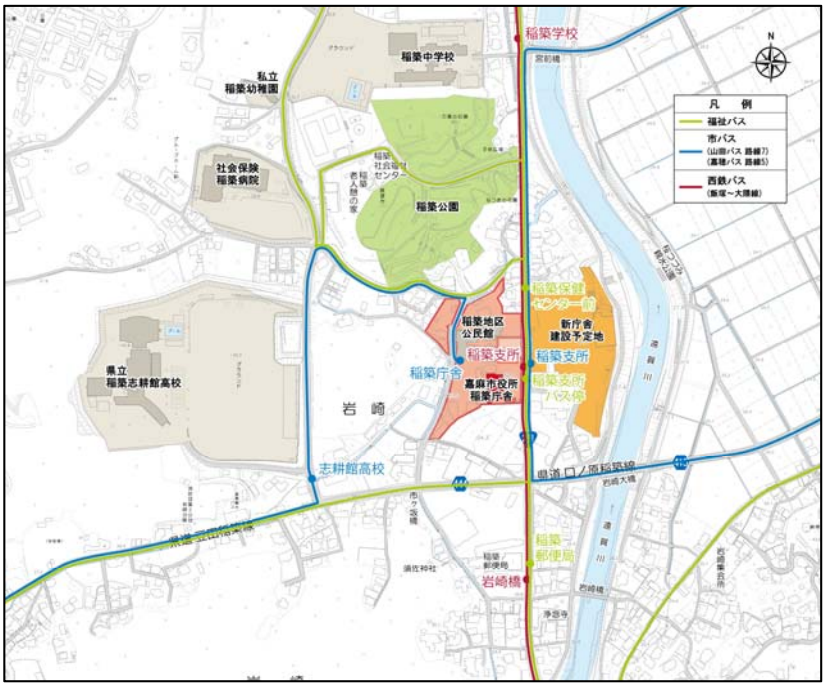


図 4-13. 稲築庁舎周辺のバス路線

3）敷地周辺道路

稲築庁舎周辺道路の状況を整理します。稲築庁舎の接道条件は問題なく、国道 211 号に接道しているため、道路幅員も 6m 以上確保できています。

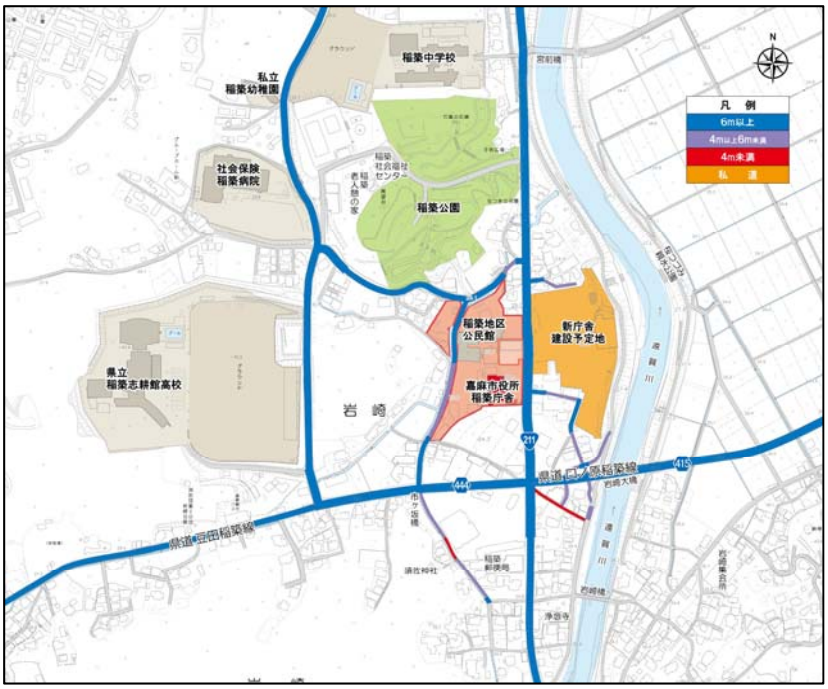


図 4-14. 敷地に隣接する道路

表 4-23. 各地域の課題（2）

	地域ごとの利活用に関する課題
稲築地域	**①既存施設に関すること** **既存施設入居者の移転について** ✓かま自立支援センター・無料職業紹介所 ✓嘉麻市社会福祉協議会 ✓全国一般嘉飯山労働組合 **②敷地に関すること** **分筆及び地目変更** ✓利活用の形状に合わせて分筆等が必要 **敷地を分断する水路** ✓敷地を分断する水路に施設等設置の検討 **建物や記念碑等の除却・移設の課題整理** **③道路に関すること** **国道 211 号の渋滞緩和対策** **④駐車場に関すること** **職員駐車場の整理** **公民館駐車場** ✓稲築庁舎除却時に公民館利用者に支障がないように施工 **⑤その他** **稲築庁舎屋上に設置された基準点の移設** ✓国土地理院との協議

5. 嘉麻市各地域整備協議会の答申内容

5-1. 嘉麻市地域整備協議会の概要

現在の分庁方式から新庁舎へ移行するにあたり、従来の庁舎があった地域が有機的に連携し、嘉麻市の主要な４つの地域として活性化され発展することが重要であります。市ではこのことを重要な課題と位置づけ、各地域の地域特性をいかした地域整備のあり方、各地域の庁舎周辺地域の整備方針及び支所のあり方について、嘉麻市地域整備協議会を設置し調査協議を行いました。

（１）協議会の設置目的

嘉麻市内各地域の均衡ある活性化を目指し、地域特性をいかした地域整備のあり方等を協議するため、嘉麻市地域整備協議会を設置しています。

（２）協議会の体制図

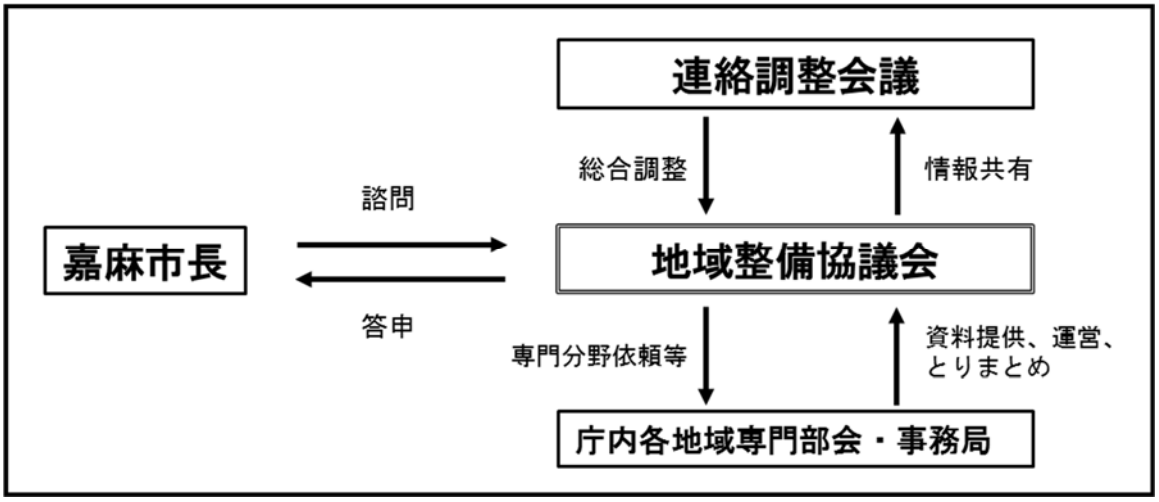


図 5-1. 会議体制図

地域整備協議会は、以下の４地域について設置します。

地域整備協議会の名称
嘉麻市山田地域整備協議会
嘉麻市稲築地域整備協議会
嘉麻市碓井地域整備協議会
嘉麻市嘉穂地域整備協議会

（３）諮問内容

諮問事項は以下のとおりです。

> （１） 各地域の地域特性をいかした地域整備のあり方に関すること
> （２） 各地域の庁舎周辺地域の整備方針及び支所（稲築地域を除く）のあり方に関すること
> （３） その他各地域整備に関し、市長が特に必要と認める事項に関すること

各地域整備協議会の答申内容について整理して、次頁以降に示します。



図 5-2. 地域整備協議会の開催状況

5-2. 嘉麻市地域整備協議会の答申内容

以下に嘉麻市各地域整備協議会の答申内容を示します。

表 5-1. 山田地域整備協議会の答申内容

答申内容
地域特性をいかした地域整備のあり方に関すること
・支所設置付近である山田生涯学習館や近隣施設等と一体化したコンパクトなまちづくりを目標に地域整備を行うこと。 ・子育て、定住促進拠点としてのまちづくりを目指し、様々な手法を用いながら住みたいと思えるような地域整備を行うこと。
庁舎周辺地域の整備方針及び支所のあり方に関すること
（1）整備方針について
・山田庁舎については、建物の老朽化や耐震性を考慮し、除却することを前提とした活用を検討すること。 ・活用については民間譲渡区画として、分譲宅地や商業、高齢者用施設等としての活用として一定期間の公募を行い、民間活力の導入を図ること。 ・公募がなかった場合は、分譲宅地や多目的広場、高齢者用施設等を想定した整備等を検討すること。
（2）支所のあり方について
・支所は山田生涯学習館と連携できるよう、雨避けを設置するなど容易に行き交いできることや、多目的トイレを共用するなど相互に補完できる施設を検討すること。 ・支所の規模は諸証明の発行や簡易な申請及び相談、また地域振興やコミュニティ拠点として、職員 15 人（正規職員数は 10 人）が勤務できる執務室、期日前投票や各公共団体が使用できる会議室、防災資機材を置くことができるスペースを持つ施設とすること。 ・災害対策本部が設置された場合、地域対策支部として災害対策本部と連携を取りながら補完的な活動を行い、物資備蓄機能と情報収集伝達機能を確保できる施設とすること。 ・ユニバーサルデザインに準じた、市民の利用しやすい支所とすること。
その他各地域整備に関し、市長が特に必要と認める事項に関すること
・定住促進に向け、交通利便性の向上を図ること。 ・支所設置の際は近隣住民に十分配慮すること。 ・支所設置に伴い減少する駐車場については、周辺施設との連携活用を検討すること。 ・旧山田高等学校跡地について関係団体と協議し、利活用について検討すること。

表 5-2. 稲築地域整備協議会の答申内容

答申内容
地域特性をいかした地域整備のあり方に関すること
・行政機能拠点となる新庁舎を中心としたにぎわいのある地域整備を行うこと。
庁舎周辺地域の整備方針及び支所のあり方に関すること
・稲築庁舎、稲築母子健康センター・稲築住民センター及び旧稲築町労働会館については、合併特例債の期限内に除却すること。
・民間譲渡区画として、商業施設、分譲宅地等の活用として、一定期間の公募を行い民間活力の導入を図ること。
・道路交通量の増加が見込まれるため、渋滞緩和対策等の検討を行うこと。
その他各地域整備に関し、市長が特に必要と認める事項に関すること
・老朽化した公民館施設等の検討についても行うこと。
・稲築庁舎等を除却する場合は、建物を使用している団体への配慮を行うこと。
・新庁舎周辺部だけではなく、高齢者も住みやすい稲築地域全体での活性化についても検討を行うこと。
・新庁舎付近の周辺民間施設等に対して、地域景観のために周辺環境に合うような協力を求めること。

表 5-3. 碓井地域整備協議会の答申内容

答申内容
地域特性をいかした地域整備のあり方に関すること
・碓井庁舎、碓井琴平文化館、道の駅うすいや琴平公園等の既存施設を有効活用し、相互にいかしながら回遊性のある地域整備を行うこと。
・教育拠点・商業拠点としてのまちづくりを目指し、様々な手法を用いながら住みたいと思えるような地域整備をすること。
庁舎周辺地域の整備方針及び支所のあり方に関すること
（1）整備方針について
・民間譲渡区画として、商業施設等の活用として、一定期間の公募を行い民間活力の導入を図ること。
・公募がなかった場合は、碓井庁舎前面の芝生化、遊具設置等を行い、道の駅うすいを中心とし、商業集積地の利活用を検討すること。
（2）支所のあり方について
・支所の規模は諸証明の発行や簡易な申請及び相談、また地域振興やコミュニティ拠点として、職員 15 人（正規職員数は 10 人）が勤務できる執務室、期日前投票や各公共団体が使用できる会議室、防災資機材を置くことができるスペースを持つ施設とすること。
・災害対策本部が設置された場合、地域対策支部として災害対策本部と連携を取りながら補完的な活動を行い、物資備蓄機能と情報収集伝達機能を確保できる施設とすること。
・碓井庁舎を利活用し、支所を設置すること。また、平成 38 年度までは、教育委員会（教育センター併設）を設置するが、平成 39 年度以降、教育委員会が新庁舎へ移動となった場合にできる空きスペースについては、再度検討を行うこと。
・碓井庁舎の老朽化に伴い、将来的に支所の建設が必要になったときは、山田、嘉穂と同程度の支所を建設すること。

その他各地域整備に関し、市長が特に必要と認める事項に関すること

・碓井地域整備協会で提出された意見については、最大限尊重すること。

・将来に負担を残さない財政状況を踏まえた整備を行うこと。

・碓井庁舎前の周辺道路について安全かつ混雑を解消するような整備を検討すること。

・碓井地区のコマーシャルマップ等、地域整備基本計画前に対応できるものについては、迅速に検討を行うこと。

表 5-4. 嘉穂地域整備協議会の答申内容

答申内容
地域特性をいかした地域整備のあり方に関すること
・嘉穂庁舎敷地や旧大隈小学校敷地を有効活用した、商業や農林業、観光、定住促進拠点としてのまちづくりを目指し、様々な手法を模索しながら住みたいまち、住み続けたいまちと思えるような地域整備を行うこと。 ・嘉穂地域の自然環境や歴史、文化の特性をいかし、景観に沿った地域づくりを行うこと。
庁舎周辺地域の整備方針及び支所のあり方に関すること
（1）整備方針について
・嘉穂庁舎及び旧大隈小学校校舎を除却し、公募等による民間活力の導入を図ることを前提に、嘉穂地域の魅力を十分にいかした活用を求めること。 ・公募等がなかった場合は、民間活力による分譲宅地等として定住化を図ること。
（2）支所のあり方について
・支所は、嘉穂庁舎敷地周辺への設置を原則とし、コミュニティの拠点として地域住民に親しみの持てる支所とすること。 ・支所は、コンパクトな規模とし、諸証明の発行や簡易な申請及び相談、また地域振興やコミュニティ拠点として、職員15人程度とし、職員が勤務できる執務室、期日前投票や各公共団体が使用できる会議室、防災資機材を置くことができるスペースを持つ施設とすること。 ・災害対策本部が設置された場合、地域対策支部として災害対策本部と連携を取りながら補完的な活動を行い、物資備蓄機能と情報収集伝達機能を備えた施設とすること。 ・嘉穂地域の観光等、情報発信拠点としての機能について検討をすること。
その他各地域整備に関し、市長が特に必要と認める事項に関すること
・人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、公共施設の複合化や統廃合を視野に置いて、後世に負担を残さないような公共施設のあり方を検討すること。 ・定住促進を図るうえで、企業誘致や住宅団地の開発を進めること。 ・農林業等、嘉穂の地域特性に最大限配慮した支所の機能、地域に精通した職員の配置を検討すること。 ・特色のある歴史や文化の保存や、資料館等の設置を検討すること。 ・観光の要素となる地元食材の活用や誰もが滞在できる施設等について検討すること。

6-2. 稲築地域

（1）対象地の土地利用・整備方針

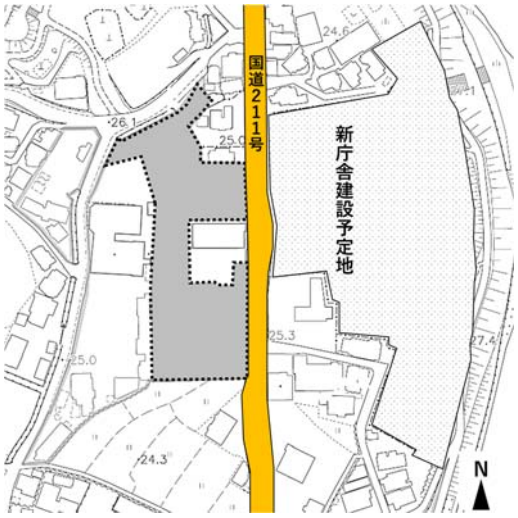
稲築地域の土地利用は、第２次嘉麻市総合計画で以下のように位置づけられています。

行政機能拠点（新庁舎周辺、稲築地区）

嘉麻市役所稲築庁舎をはじめ、公民館や保健センター等の行政機能が立地しています。今後は嘉麻市役所本庁舎の建設が予定されており、**新たな拠点として整備**していく必要があります。

このため、本拠点は**管轄官公署との連携による行政機能の拠点**として地区の振興を図ります。

＜庁舎跡地敷地図＞



＜現況庁舎の写真＞



図 6-6　現況庁舎及び検討対象敷地

稲築地域における跡地利活用の方針は、以下のとおりとします。

稲築地域の土地利用・整備方針

① **稲築庁舎、稲築母子健康センター・稲築住民センター及び稲築庁舎別館４（旧稲築町労働会館）を除却**し、一体的な土地利用ができるように整備します。

② 行政機能拠点として地域振興を図るため、庁舎跡地の参画しやすい立地条件をいかし、**民間譲渡区画として整備**します。

≪設定理由≫

昭和 26 年建築の稲築庁舎は、４庁舎の中で最も古い庁舎です。至る所で経年劣化や雨漏りによる外壁の剥離、天井の破損等が見受けられます。耐用年数は平成 29 年末時点で 16 年を経過し、耐震の結果についても全庁舎の中で最も低く、一般的な建物としても庁舎としても必要な耐震基準を下回っています。また、他の除却対象施設においても、老朽化が著しく、合併特例債を活用できるうちに除却を行い、効率的な行財政運営や一体的な利活用を行うことが地域の活性化に繋がります。

稲築庁舎周辺は、多くの行政機能が立地し、今後は行政機能拠点となる新庁舎が整備されるため、敷地周辺の公共施設や商業施設との連携が図れるようにすることが必要です。

稲築庁舎跡地は、新庁舎建設予定地の西側にあり、新たな市民の流れができることが予想されることから、にぎわいのある土地利用を行うためにも、商業的な土地利用の必要性があります。また、地域内外の出店者が参画しやすい場所としても適しています。

（２）稲築庁舎跡地の活用方針

稲築庁舎跡地の利活用方針は、民間事業者用地として活用することを前提とし、具体的な利活用は以下のように考えられます。

表 6-6. 活用方針と利活用

活用方針	利活用
商業施設機能の誘導	➢ 更地化や出店スペース等、事業者が参画しすい利活用スペースを確保（多様な規模の事業者が共存）
事業用地として民間企業の誘致	➢ 事業用地の整備（商業・サービス業関連） ※民間事業者への利活用は売却や定期借地など様々な可能性がある
定住促進のための住宅地整備	➢ 宅地の整備（周辺の商業施設との連携を図る）

【利活用イメージ図】

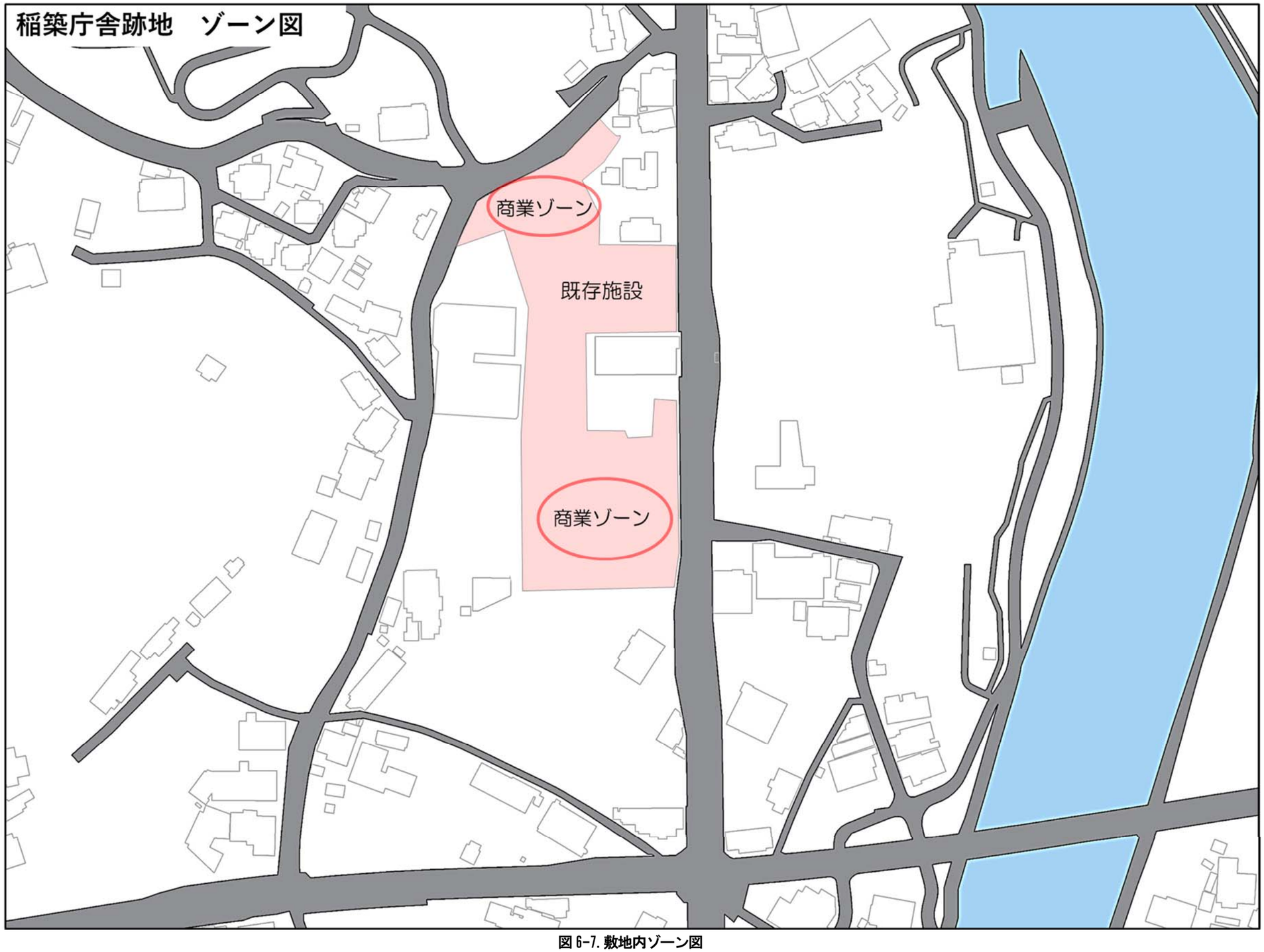


図 6-7. 敷地内ゾーン図

（３）稲築庁舎跡地活用に関する手法

１）跡地活用の事業化の流れ

庁舎跡地活用の事業化の流れを以下に示します。

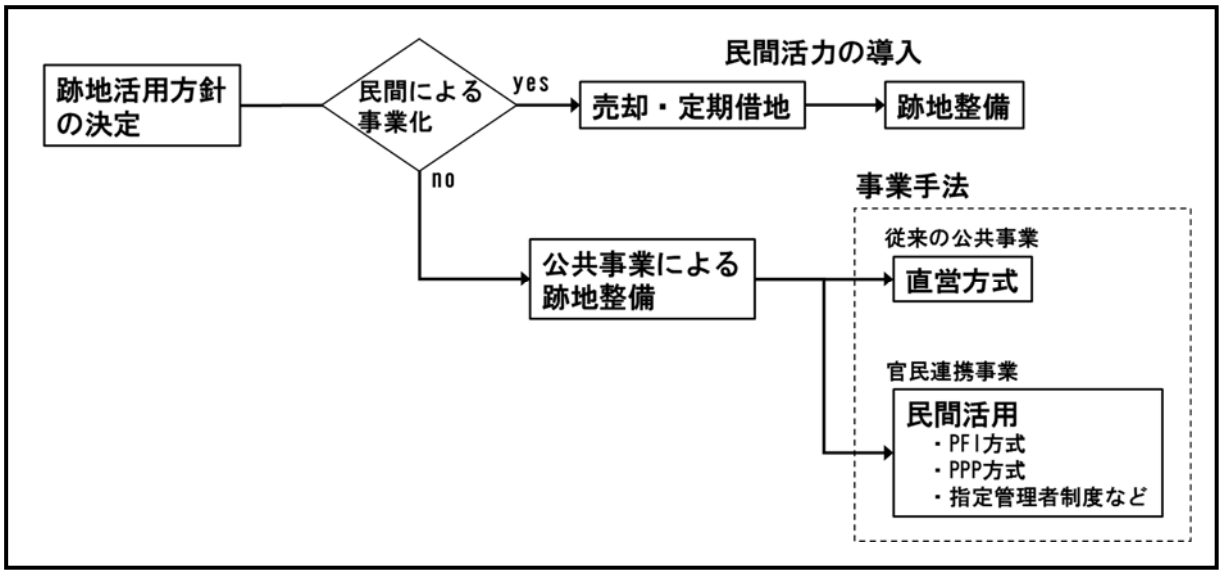


図6-8. 庁舎跡地活用の事業化　（図6-3再掲）

庁舎跡地活用は、図6-8で示すように民間による事業化を基本とします。庁舎跡地が立地する条件や利活用の方向性により、民間事業者が事業性や参画の有無を判断し、参画する場合は、民間事業者による整備が行われます。

民間による事業化が困難な場合は、公共が主体となった整備を行います。その整備方法にも、行政が単独で実施する直営方式や官民連携による民間活用等があります。

２）売却の選定方式について

庁舎跡地は市民共有の財産であるため、売却の選定方法も重要となります。また、今後のまちづくりの重要な拠点でもあることから、庁舎資産を最大限利活用するとともに、価格の最大化だけでなく、嘉麻市全体の住民サービスや地域における課題解決ができるなどの多くの視点により市民利益を高める必要があります。

跡地売却の方式については表6-7に整理しています。

表6-7. 跡地売却の選定方式　（表6-2再掲）

	選定方式及び進め方	選定方法の特徴
内容重視	**1. 価格固定プロポーザル方式** ①活用方針の目標及び評価基準を設定 ②売却価格を鑑定等により設定 ③活用方針案を公募し、計画案の評価により売却先を決定	・計画に合った活用方針を実現できる案を選定可能。 ・価格を固定化するため、売却価格を高めることができない。
	2. 総合評価方式（計画+価格） ①活用方針の目標及び評価基準の設定 ②最低売却価格を鑑定等により設定 ③計画及び買取価格の評価基準(点数化)を公表 ④計画案及び買取価格を公募し、提案内容の総合評価により売却先を決定	・計画と価格を点数化し、総合的に良いものを選定する方法であり、計画案と価格の両面においてバランスが保てる。 ・利用目的と価格の両面において重要度を考慮し、点数配点することができるものの、一般的な指標がないため、主観的な部分がある。
	3. 条件付一般競争入札方式（二段階選抜方式） ①活用方針の目標及び評価基準を設定し公表 ②最低売却価格を鑑定等により設定し公表 ③計画案及び買取価格を公募し、第１段階で計画案のみを評価し、一定水準以上の案を選定 ④第1段階で選定したものの中から、価格のみを評価して売却先を決定	・活用方針について、事前に計画案が提示されるので、一定水準以上の活用方針は担保されるが、計画内容に差が大きくても、価格で評価・決定される。
価格重視	**4. 条件付一般競争入札方式** ①土地取得者に対して活用方針、計画条件の制限を設定 ②最低売却価格を鑑定等により設定 ③条件付き売却として公募し、入札で売却先を決定	・条件を満たせば、売却価格を最大化できる。 ・条件の制約と一般的な制限の中で利活用されるため、活用方針の反映が担保される可能性が弱い。

稲築庁舎跡地は、新庁舎に近接しており、新たな市民の流れができ、多くの人が集まることが予想されますが、事業者ヒアリングの結果から「商圏規模が小さい」や「民間単独での事業実施は難しい」との意見も多かったので民間事業者の競争がそれほど働かないと考えられます。そのため、利活用を有効に図ることが重要なため、**利活用に関する企画の高さを評価**することができるプロポーザル方式や総合評価方式による選定が望ましいと考えられます。

事業化に際しては、具体的に民間事業者への調査等の実施により実現性を高めることが重要で、適切な条件設定が必要になります。

3）行政主体の事業化方法

民間による事業化が困難な場合は、行政が主体となって整備する必要があります。その場合に想定される事業化の方法を表 6-8 に示します。

表6-8. 想定される事業化方法の例

	跡地の利活用	事業化の方法
1	**民間事業者と一緒に事業を実施** **【利活用の内容】** 商業施設の整備・運営を実施 ※民間ノウハウを活用 **【土地の所有】** 市が所有 **【建物の所有】** 民間もしくは市が所有	**①PFI方式（BTO方式）** ・民間資金を用いて施設整備を実施 ・整備内容は、要求水準や仕様等規定 ・整備後、施設の所有権を市に移転し、維持管理・運営を事業者側が継続して実施（PFI法に準拠） **資金調達** ： 民間事業者（行政は割賦払い） **施設所有** ： 市
		②PPP方式(DBO等) ・設計、建設、維持管理・運営等を一体的に民間事業者が実施(設計施工一括はDB方式) ・整備内容は、要求水準や仕様等で規定 （一般には、PFI法に準じて実施） **資金調達** ： 市 **施設所有** ： 市
		③従来方式＋指定管理方式 ・施設整備は、従来方式を基本 ・維持管理・運営は、指定管理者制度により実施 **資金調達** ： 市 **施設所有** ： 市

事業者ヒアリングの結果から、建物付きの売却が難しいことも懸念されるため、行政で除却対象施設の除却を行うなど、必要に応じて商業利用の促進を行うことも必要となります。

跡地の利活用は売却や定期借地を基本として、民間参画の状況を踏まえながら、民間単独での事業化が困難な場合は、市が事業に関与する割合を高めながら構築していくことが必要になります。

今後は、事業の中身を具体化し事業の各段階において、民間事業者の参画意欲を高めながら事業化していくこととします。

7-2. 整備の進め方について

庁舎跡地の土地利用・整備方針については、本計画が示す利活用を基本とします。

本計画内では、民間事業者による利活用を計画していますが、民間事業者は、事業として成立しなければ参画することはありません。そのため、民間事業者の動向を把握しながら、事業性を高めることが必要になります。

現時点において実施した民間事業者へのヒアリング結果では、民間単独での事業化は非常に難しい状況となっています。しかし、財政負担を軽減しつつ、各地域の拠点づくりを進めるためには、民間事業者との連携した地域整備を行うことが最善です。各地域の中心という特性をいかしながら、民間事業者が活用できる方法を模索していきます。

地域整備の方向性を踏まえて、嘉麻市が中心となって利活用を図ることで、その実現性を高め、整備費用、将来の維持管理や運営費用を抑える工夫を民間と連携することによって、上質なサービスの提供や効率的、効果的な行政運営が行えます。

今後は、本計画に基づき、民間事業者中心の利活用を進めますが、民間活力の導入が困難な場合は、市が事業に関する割合を高めながら事業を構築していく必要があり、各地域の地域特性をいかしながら、支所等との連携が図れる整備(宅地や公園等)を進めていきます。

参考③

嘉麻市地域整備協議会及び連絡調整会議の概要

地域整備協議会及び連絡調整会議の開催概要を以下に示します。

（1）開催日程

以下の日程で、地域整備協議会及び連絡調整会議を開催しました。

表. 地域整備協議会及び地域整備協議会連絡調整会議の開催日程

		第１回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
地域整備協議会	山田地域	平成29年 6月30日 19時～ 合同会議	平成29年 7月27日 視察研修 （玉名市）	平成29年 8月4日 19時～	平成29年 9月1日 19時～	平成29年 10月6日 19時～	平成29年 11月2日 19時～	平成29年 11月30日 19時～
	稲築地域			平成29年 8月30日 19時～	平成29年 9月22日 19時～	平成29年 10月27日 19時～	平成29年 12月22日 19時～	
	碓井地域			平成29年 8月17日 19時～	平成29年 9月13日 19時～	平成29年 10月11日 19時～	平成29年 11月15日 19時～	
	嘉穂地域			平成29年 8月18日 19時～	平成29年 9月15日 19時～	平成29年 10月20日 19時～	平成29年 11月17日 19時～	平成29年 12月15日 19時～
地域整備協議会連絡調整会議		平成29年 6月30日	平成29年 9月29日 19時～	平成29年 11月28日 19時～	平成29年 12月26日 19時～			



合同会議の様子



視察研修の様子



地域整備協議会の様子

（2）協議会委員

地域整備協議会は以下に示す委員構成で実施されました。

表. 嘉麻市山田地域整備協議会

区 分	団 体 名	氏 名	備考
1 号委員	近畿大学産業理工学部	井原 徹	
2 号委員	山田地区行政区長会	村上 曙生	会長
		山藤 やす子	副会長
	嘉麻市教育委員会	佐竹 正利	
	嘉麻市 PTA 連合会	松岡 広樹	
	株式会社 福岡銀行	石崎 聖尚	
	嘉麻商工会議所	白金 聖臣	
	嘉麻市観光まちづくり協会	廣瀬 公彦	
	嘉麻市子ども会指導者連合会	伊藤 文聡	
	かま男女共同参画推進ネットワーク	深町 晴	
3 号委員	公募委員	古賀 稲子	
	公募委員	髙倉 香代子	

≪区分別、順不同、敬称略≫

表. 嘉麻市稲築地域整備協議会

区 分	団 体 名	氏 名	備考
1 号委員	近畿大学産業理工学部	井原 徹	
2 号委員	稲築地区行政区長会	平井 由子	副会長
		飯田 千鶴美	
	嘉麻市教育委員会	辻田 喜美	
	嘉麻市 PTA 連合会	野上 真吾	
	株式会社 福岡銀行	芳司 修治	
	嘉麻市商工会	原中 廣紀	
	嘉麻市観光まちづくり協会	野見山 利三	会長
	福岡県	田渕 愼一郎	
	かま男女共同参画推進ネットワーク	有吉 直子	
3 号委員	公募委員	越岡 加代子	
	公募委員	藤井 幹裕	

≪区分別、順不同、敬称略≫

表. 嘉麻市碓井地域整備協議会

区 分	団 体 名	氏 名	備考
1 号委員	近畿大学産業理工学部	井原 徹	
2 号委員	碓井地区行政区長会	末吉 進一	
		頼金 豊子	副会長
	嘉麻市教育委員会	犬丸 隆行	
	嘉麻市 PTA 連合会	田中 豊和	
	株式会社 福岡銀行	牛島 浩幸	
	嘉麻市商工会	嶋田 尋美	会長
	嘉麻市観光まちづくり協会	谷口 裕司	
	株式会社 うすい	末田 恭介	
	かま男女共同参画推進ネットワーク	齊藤 由美	
3 号委員	公募委員	大里 由香	
	公募委員	鹿江 由美子	

≪区分別、順不同、敬称略≫

表. 嘉麻市嘉穂地域整備協議会

区 分	団 体 名	氏 名	備考
1 号委員	近畿大学産業理工学部	井原 徹	
2 号委員	嘉穂地区行政区長会	田中 穆	会長
		大屋 瑞枝	
	嘉麻市教育委員会	豊福 眸子	副会長
	嘉麻市 PTA 連合会	青柳 剛太郎	
	株式会社 福岡銀行	寺田 秋雄	
	嘉麻市商工会	松村 一弘	
	嘉麻市観光まちづくり協会	安河内 隆	
	大隈小学校跡地活用委員会	縄田 洋明	
	かま男女共同参画推進ネットワーク	縄田 緑	
3 号委員	公募委員	浅田 美千代	
	公募委員	樗 悦子	

≪区分別、順不同、敬称略≫